五　顧客の求めに応じ、カジノ行為の種類及び方法の概要について、これを記載した書面を交付することその他の方法により示し、及び行っているカジノ行為の具体的な実施の手順について、口頭その他の方法により説明すること。

六　前各号（第四号を除く。）の規定による情報の提供は、日本語及び英語を含む複数の外国語により行うこと。

3　法第七十三条第八項のカジノ管理委員会規則で定める支払手段は、次に掲げるものとする。

一　国内の金融機関が自己宛に振り出した小切手

二　国内の金融機関又は外国の金融機関が他の国内の金融機関を支払人として振り出した小切手

4　法第七十三条第八項の規定によりチップの交付等をするカジノ事業者は、カジノ行為区画において、次の各号のいずれかの方法によりチップの交付等をしなければならない。

一　ケージにおいてチップの交付等に係る業務に従事する確認特定カジノ業務従事者が、その業務として行う方法

二　カジノ行為に使用されているテーブル上においてチップの交付等に係る業務に従事する確認特定カジノ業務従事者が、その業務として行う方法

三　電子ゲームシステム等を用いて行う方法

5　法第七十三条第十項のカジノ管理委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　国内の金融機関が自己宛に振り出した小切手

二　国内の金融機関が他の国内の金融機関又は外国の金融機関を支払人として振り出した小切手

6　法第七十三条第十項の規定により現金又は前項各号に掲げるものを交付するカジノ事業者は、カジノ行為区画において、次の各号のいずれかの方法により交付しなければならない。

一　ケージにおいて法第七十三条第十項の規定による交付に係る業務に従事する確認特定カジノ業務従事者が、その業務として行う方法

二　カジノ行為に使用されているテーブル上において法第七十三条第十項の規定による交付に係る業務及び特定資金貸付契約に係る債権の弁済を受ける業務に従事する確認特定カジノ業務従事者が、その業務として行う方法（特定資金貸付契約に係る債権の弁済を受ける場合に限る。）

三　バウチャー払戻機を用いて行う方法

7　法第七十三条第十一項第四号のカジノ管理委員会規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

一　法第七十三条第一項から第十項までの規定の遵守状況並びに当該状況について調査し、及び分析した結果を記録した電磁的記録又は記載した書類を作成し、必要に応じて、当該規定に係る措置の見直しを行い、必要な変更を加えること。

二　法第七十三条第一項から第十項までの規定の遵守のために必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理し、及び分析すること。

三　法第七十三条第一項から第十項までの規定の遵守のために必要な能力を有する者を採用するために必要な措置を講ずること。

四　法第七十三条第一項から第十項までの規定の遵守のために必要な監査を実施すること。

8　前条第二項及び第三項の規定は、法第七十三条第十二項において準用する法第七十二条第二項の規定による法第七十三条第十一項第二号の行為準則の届出について準用する。（カジノ関連機器等の軽微な変更等）

**第五十七条**　法第七十四条第二項のカジノ管理委員会規則で定める非電磁的カジノ関連機器等は、次に掲げるものとする。

一　トランプ

二　プリシャッフルマルチデッキ

三　テーブルゲーム用チップ

四　トーナメントチップ

五　さいころ

六　ルーレットボール

七　パイゴウタイル

2　法第七十四条第二項のカジノ管理委員会規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　カジノ関連機器等のカジノ行為区画からの搬出

二　電磁的カジノ関連機器等の部品又は装置（次に掲げる部品又は装置に係るものを除く。）の同一の設計のものへの交換

イ　中央演算処理装置又はマイクロプロセッサ

ロ　プログラム記憶装置

ハ　重要メモリー

ニ　イからハまでに掲げる部品又は装置を格納する部品

（変更の承認等）

**第五十八条**　カジノ事業者は、法第七十四条第二項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二　変更の内容

三　変更の理由

2　前項の申請書には、変更後のカジノ関連機器等が適合機器等であることを証する書類を添付しなければならない。

3　第十八条第六項の規定は、法第七十四条第二項の承認について準用する。

（変更の届出）

**第五十九条**　カジノ事業者は、法第七十四条第四項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一　届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

二　変更の内容

三　変更の理由

四　変更した年月日

2　法第七十四条第四項のカジノ管理委員会規則で定める書類は、変更に係る事実を証する書類とする。

（カジノ関連機器等に係る記録）

**第六十条**　法第七十四条第五項のカジノ管理委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　電磁的カジノ関連機器等にあっては、次に掲げる事項

イ　種別

ロ　型式番号及び製造番号

ハ　保有することとなった場合は、その年月日、理由及び取得元の氏名又は名称及び住所

ニ　設置場所（設置場所を変更した場合は、その年月日を含む。）

ホ　点検又は修理を受けた場合は、次に掲げる事項

(1)　点検又は修理の年月日

(2)　点検又は修理の実施者名

(3)　点検又は修理の内容

ヘ　保有しないこととなった場合は、その年月日（亡失した場合であってその年月日が明らかでないときは、その時期）及びその理由（廃棄したときは廃棄の方法及び廃棄がなされたことの確認方法、移出したときは移出の相手方の氏名又は名称及び住所（当該相手方がカジノ事業者又はカジノ関連機器等製造業者等以外の者である場合は、当該相手方の使用の目的を含む。）を含む。）

二　非電磁的カジノ関連機器等にあっては、次に掲げる事項

イ　種別

ロ　届出番号及びその数量

ハ　保有することとなった場合は、その年月日、理由及び取得元の氏名又は名称及び住所

ニ　設置場所（設置場所を変更した場合は、その年月日及びその数量を含む。）

ホ　前号ホ及びヘに掲げる事項